
男女共同参画に係る国の動向
及び男女共同参画宣言都市の現況

目次

1 . 国の動向.....	1
2 . 現状把握（『平成 1 8 年版男女共同参画白書』より）.....	4
3 . 各都道府県での捉え方.....	13

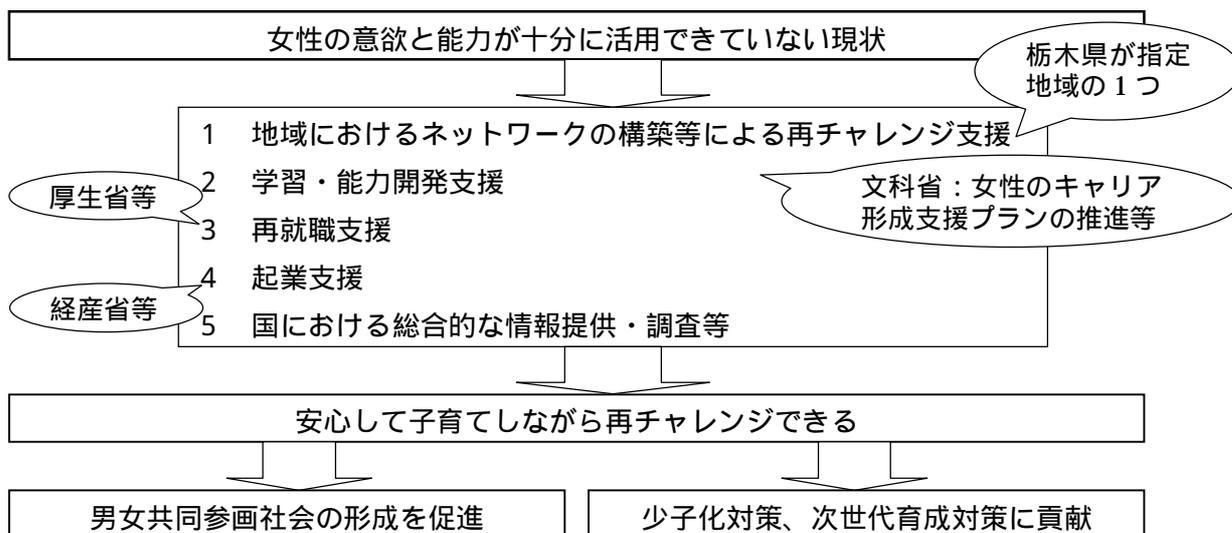
平成 19 年 2 月

1. 国の動向

1. 女性のチャレンジ支援策

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」に基づいて「女性の再チャレンジ支援プラン」(仮称)が決定されるなど、男女共同参画社会の実現において重要な施策に位置づけられているのが、女性のチャレンジ支援策です。

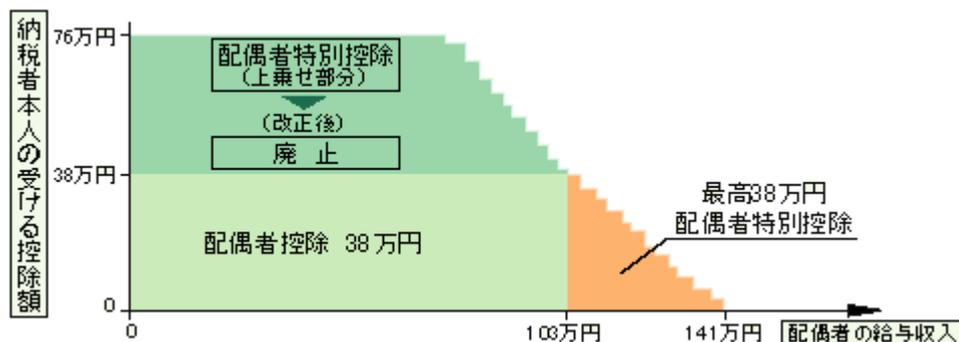
女性の再チャレンジ支援プランの概要



専業主婦優遇制度について

税制に「配偶者控除」があることは、女性の就労意欲を抑え、パートタイマーの賃金相場を下げている問題が指摘されています。結果的に、この制度は基本的人権である「働く権利」を女性から奪っているといえます。

そこで、平成 16 年度分の所得税から、「配偶者特別控除」は一部廃止となりました。



(財務省ホームページより)

2. 少子化と男女共同参画

次世代育成対策推進

少子化の要因として、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」を把握し、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することが必要と認識されています。地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

ここでは父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提にしながら、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されること、ということが基本理念としています。

- ・ 地域における子育ての支援（子育て支援ネットワーク、世代間交流等）
- ・ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（地域社会の環境整備、子育てサポーター養成等）
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備
- ・ 職業生活と家庭生活との両立との推進（多様な働き方の実現のための広報・啓発、仕事と子育ての両立支援のための体制）
- ・ 子ども等の安全の確保（交通安全教育、犯罪被害からの保護、被害を受けた子どもの立ち直り支援）
- ・ 要保護児童の対応などきめ細かな取組の推進（児童虐待防止対策等）

ワーク・ライフ・バランス

男女ともに育児・介護など家庭を大切にしながら充実した職業生活を営むことのできる雇用環境の整備が求められています。特に、子育て世代において、仕事と生活のバランスのとれたライフスタイルを重視する男性が増えてきています。

企業内で基幹的役割を担うことの多い男性が育児参加できるようにするためには、育児休業等の休暇制度のみならず、日常的な育児参加を可能とするような柔軟な働き方や短くて効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。

平成14年に実施された男女共同参画社会に関する世論調査においても、副題に「男性のライフスタイルを中心に」と置かれるなど、特に男性のワーク・ライフ・バランスは注視されています。

平成18年には、行政（厚生労働省）と経営者団体が連携し、企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求め、企業経営の視点から、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方について検討、提言することにより、企業経営者の理解を深め、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの普及を図っていくことを目的として「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」が開催され、提言がまとめられています。

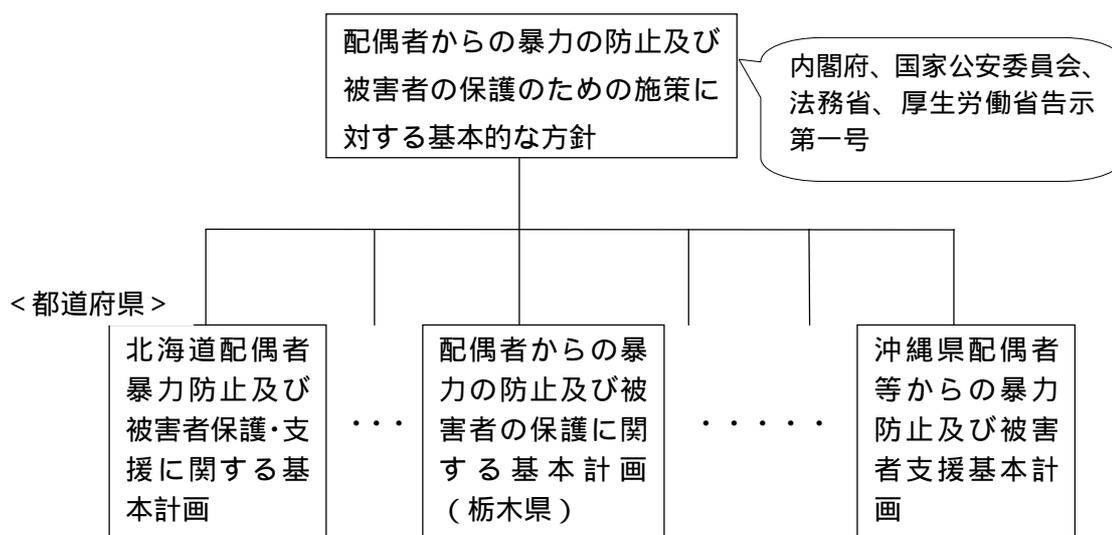
3 . DV 対策

平成 16 年 12 月に、配偶者暴力防止法の改正法が施行されました。政府は、この改正の趣旨に十分留意して、施策を実施していくため、基本方針を打ち出しています。

基本方針には、基本的な考え方として、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を示したうえで、国及び地方公共団体が主体的に施策を実施することはもちろんのこと、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である、としています。

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針を示しており、都道府県が策定する基本計画の指針という位置づけになっています。

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む都道府県が策定するものとしています。



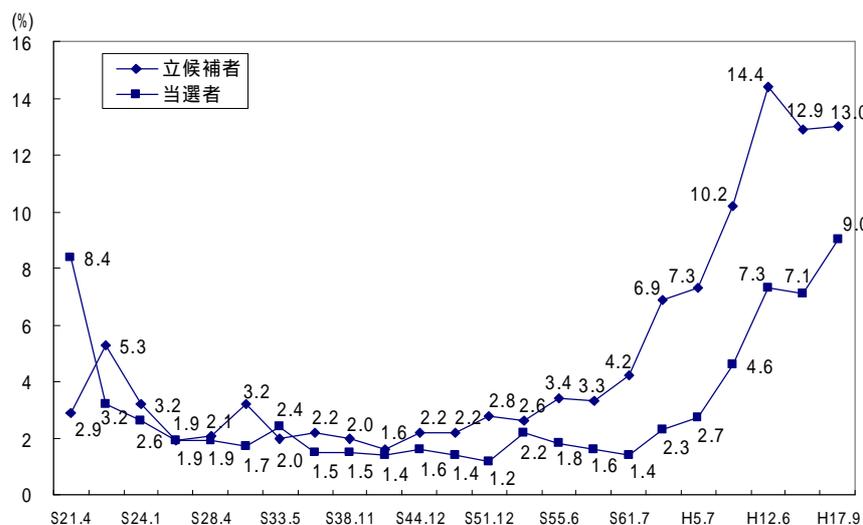
2. 現状把握（『平成18年版男女共同参画白書』より）

1. 政策・方針決定過程への女性の参画

国の政策立案の場においては、従来、男性が圧倒的に多数を占めていましたが、現在では、国会議員の立候補者及び当選者に占める女性割合は増加傾向にあります。

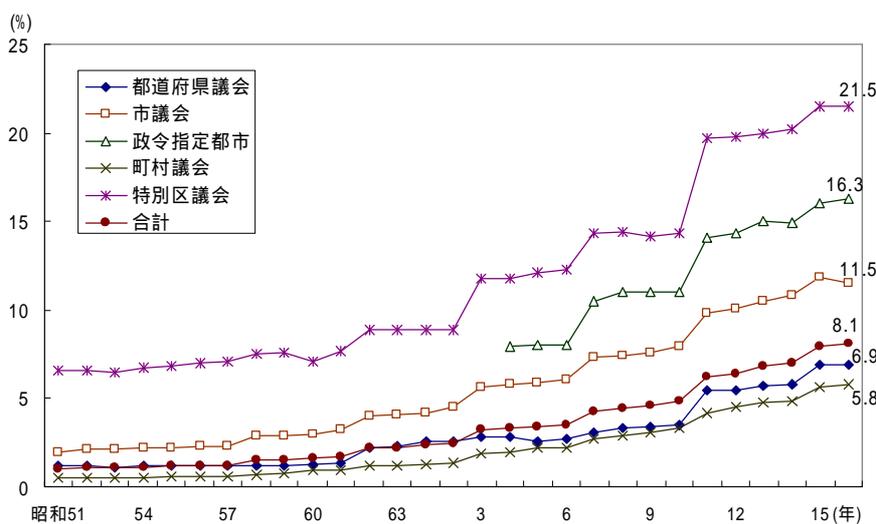
地方については、地方議会において大都市ほど女性議員の割合が高い傾向にあります。

図1-1 衆議院における立候補者及び当選者に占める女性割合の推移



資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

図1-2 地方議会における女性議員割合の推移



注：各年12月現在。

政令指定都市は、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、さいたま市（平成15年以降）。
特別区は、東京23区。

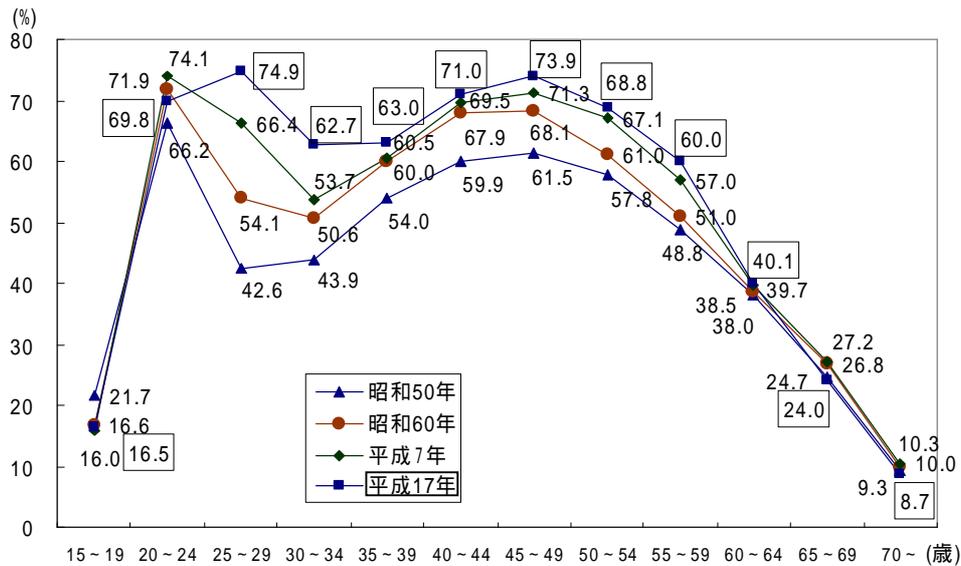
資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

2. 就業分野における女性の参画

女性の年齢階級別労働力率の変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、そのカーブは以前と比して浅くなっています。

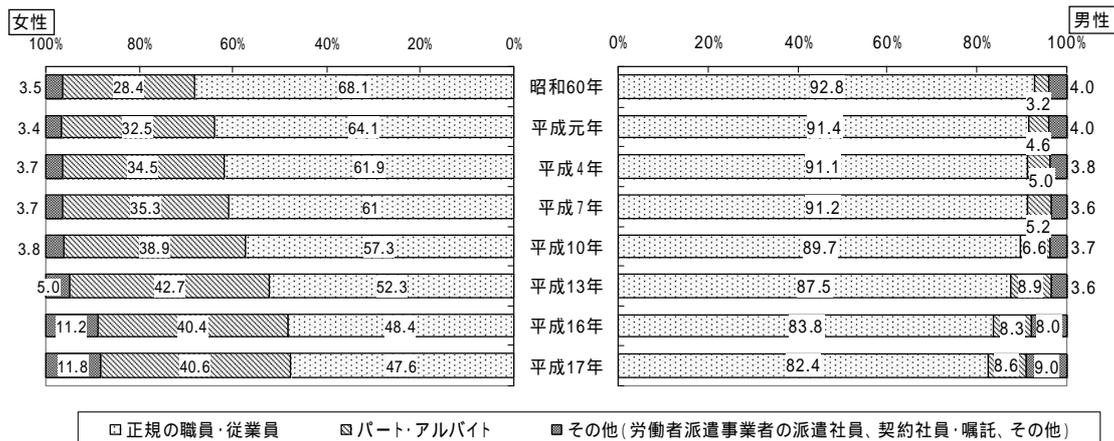
一方で、雇用形態別にみると、男女とも正規職員・従業員の割合は減少しているなか、特に女性の減少割合は大きく、また、派遣社員の増加が著しくなっています。

図2 - 1 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

図2 - 2 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



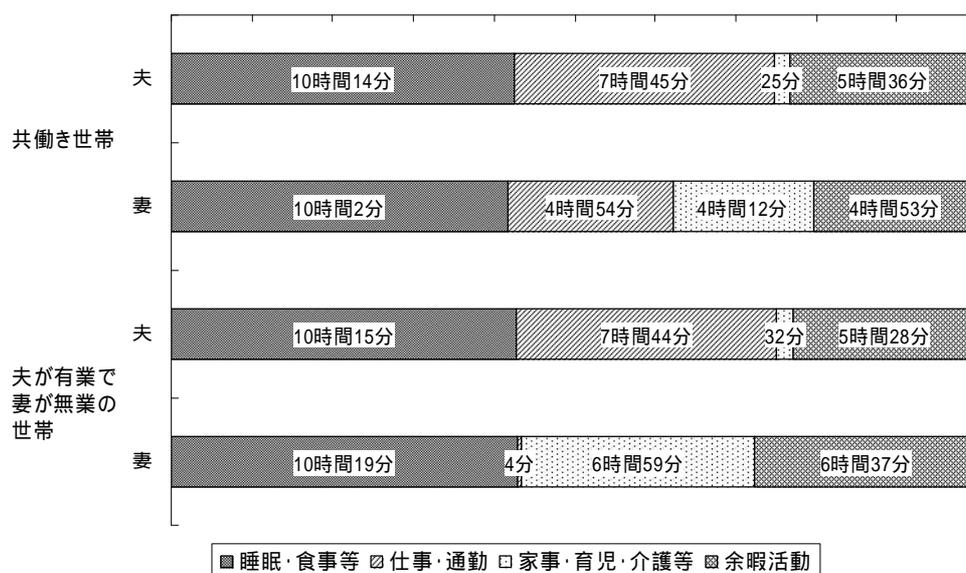
資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

3. 仕事と子育ての両立

夫婦の生活時間について、妻の就業の有無にかかわらず夫が家事や育児などにかかる時間は妻と比べて著しく短くなっています。夫の育児参加時間が短くなっている背景には、育児期の男性の労働時間が長いことが関係していると考えられます。

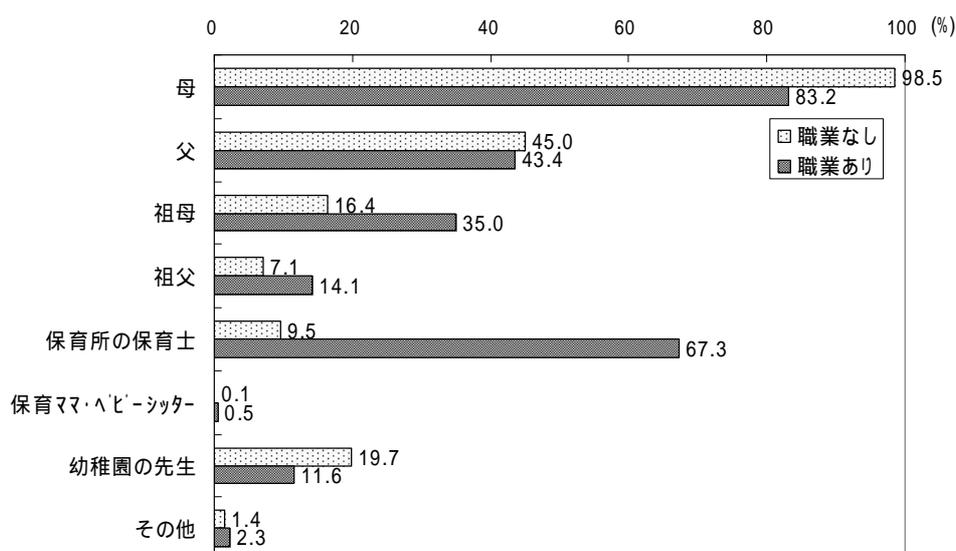
また、普段の保育者を母の就業状況別に比較した場合、母が無職の場合と有職の場合で差があるのは、祖母と保育所の保育士です。

図3 - 1 夫婦の生活時間



資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

図3 - 2 母の就業状況別にみた普段の保育者（複数回答）



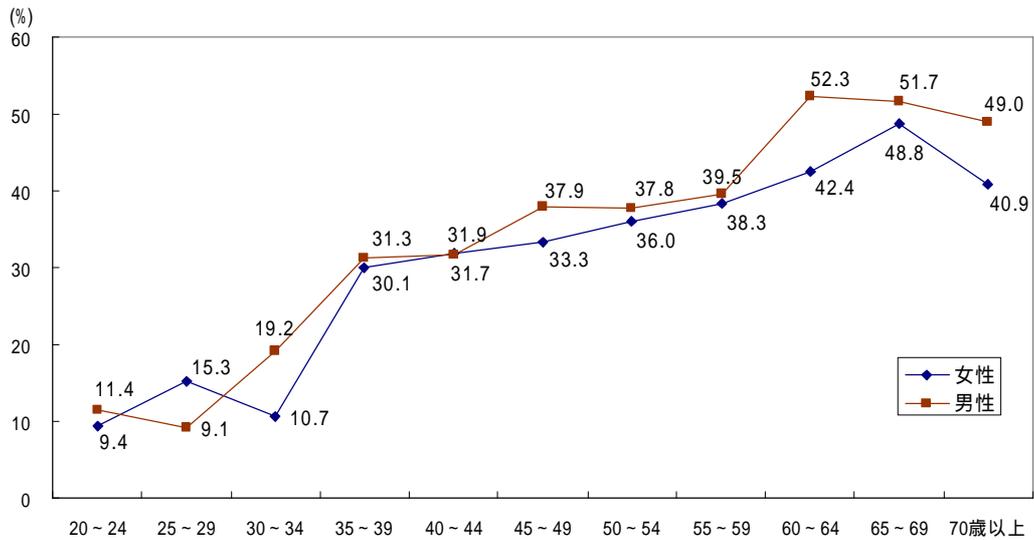
資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

4. 高齢男女の社会参画

高齢者の夫婦のみ世帯、単独世帯の割合は年々増加しており、特に女性では配偶者がいない割合は約50%となっています。

介護は非常に大きな問題ではありますが、一方で比較的元気な高齢者も多く、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員として積極的に捉える必要があります。

図4-1 町内会などの地域活動において、社会の役に立ちたいと思っている割合

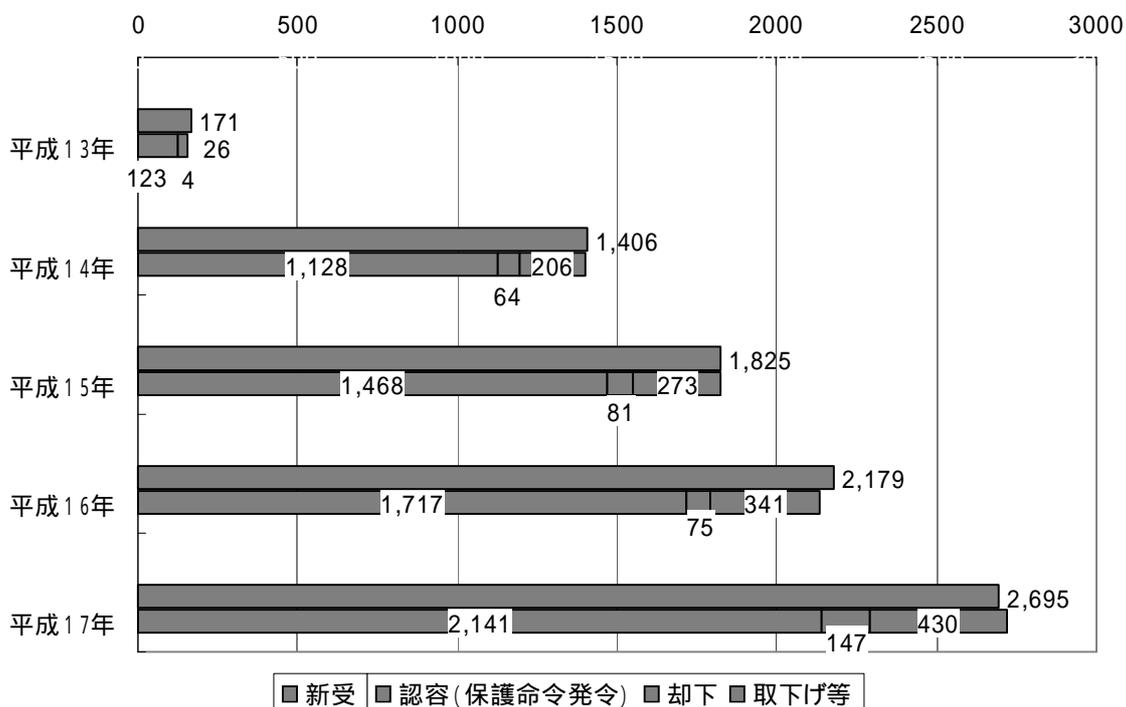


資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

5. 女性に対する暴力

平成16年12月に、配偶者暴力防止法の改正法が施行され、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できるようになりました。平成13年から17年12月末までに裁判が終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は6,577件(80.0%)、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは5,300件(80.6%)、子への接近禁止命令が発令されたのは1,277件(19.4%)となっています。

図5 - 1 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況



注：「認容」には、一部認容の事案を含む。

「却下」には、一部却下一部と利下げの事案を含む。

「取下げ等」には、移送、買付等の事案を含む。

平成13年分は、同年10月13日配偶者暴力防止法施行以降の件数である。

資料：『平成18年版男女共同参画白書』より作成。

6. 生涯を通じた女性の健康

女性に特有もしくは非常に多い疾病として子宮がん、乳がんなどがあり、これらの疾病の総患者数をみると、子宮がんは5.4万人、乳がんは15.8万人(平成14年)となっています。保健所が実施する40歳以上を対象とした検診の受診率は、子宮がん13.6%、乳がん11.3%で、肺がんや大腸がんの受診率より低くなっています(平成16年度地域保健・老人保健事業報告)。

図6-1 生涯を通じた女性の健康

	総患者数(平成14年)	検診の受診率(平成16年度)
子宮がん	5.4万人	13.6%
乳がん	15.8万人	11.3%

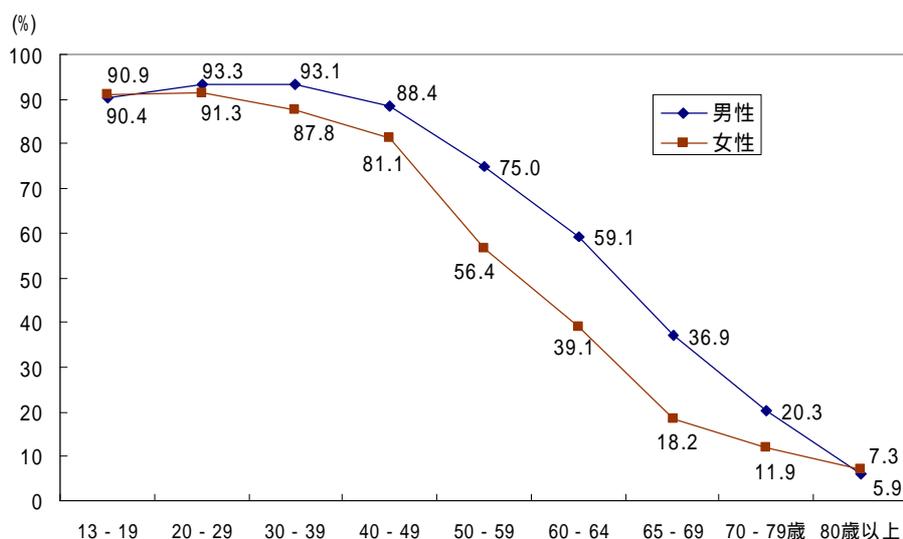
資料：『平成18年版男女共同参画白書』より作成。

7. メディアにおける男女共同参画

有業者のテレビ、ラジオ、新聞・雑誌の視聴等の時間は、週全体1日平均男性で2時間14分、女性で1時間57分となっています。

また、近年の高度情報化の進展はめざましいですが、インターネットの利用度を男女別にみると、30歳未満ではほぼ同様ですが、30歳以上では男性の方が高く、利用率には男女でかなりの格差があります。

図7-1 性・年齢階級別にみたインターネット利用率



資料：『平成18年版男女共同参画白書』より引用。

8 . 教育分野における男女共同参画

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところですが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については女性の割合が高くなっています。公民館における学級・講座の受講者のうち、67.1%を女性が占めています。

図 8 - 1 公民館における学級・講座の受講者数

	計	教養の向上	体育・レクリエーション	家庭教育・家庭生活	職業知識・技術の向上	市民意識・社会連帯意識	その他
男	3,502,166	1,667,355	645,244	293,476	163,006	385,888	347,197
女	7,131,895 (67.1%)	3,783,965 (69.4%)	927,874 (59.0%)	977,124 (76.9%)	295,546 (64.5%)	614,439 (61.4%)	532,947 (60.6%)

注：カッコ内の数字は女性の割合。

資料：文部科学省「社会教育調査」(平成 14 年度)より作成。

番外．男女共同参画宣言都市の現況

男女共同参画宣言都市では「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した自治体の首長によるサミットを開催することにより、国と各宣言都市及び地域の住民、事業者、NPOとの連携を深め、参加者の交流を図り、全国規模で意識の高揚を図っています。

1．宝塚市の場合

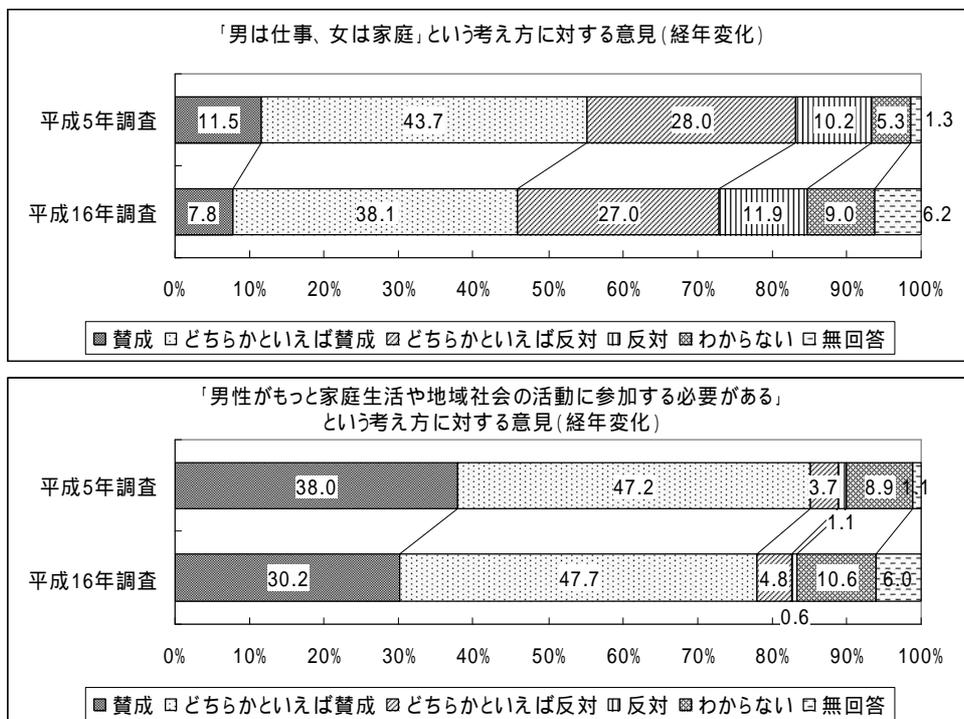
平成6年度に、全国で初めて、堺市、塩尻市とともに、「男女共同参画宣言都市」に名乗りをあげたのをはじめ、平成14年に兵庫県下で初めて「男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画に関しては先進的な都市といえます。

この宝塚市で、平成16年に実施された「男女共同参画についての市民意識調査」の結果を参照すると、男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知度は、特に「宝塚市女性プラン（現男女共同参画プラン）」と「宝塚市男女共同参画推進条例」は身近でなければならない法制度・計画でありながら、**認知度が低くなっています**。

また、経年変化をみると、家庭観について「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する、賛成(45.9%)と反対(38.9%)の差は7.0ポイントと、前回調査（平成5年）の17.0ポイントより10.0ポイント縮まっています。

次に、地域、社会活動での男女共同参画について「男性がもっと家庭生活や地域社会の活動に参加する必要がある」という考え方に対する意見は、賛成(77.9%)が反対(5.4%)を72.5ポイント上回っていますが、前回調査より賛成が7.3ポイント減少しています。

図 家庭観についての意識変化



資料：宝塚市男女共同参画についての市民意識調査報告より引用。

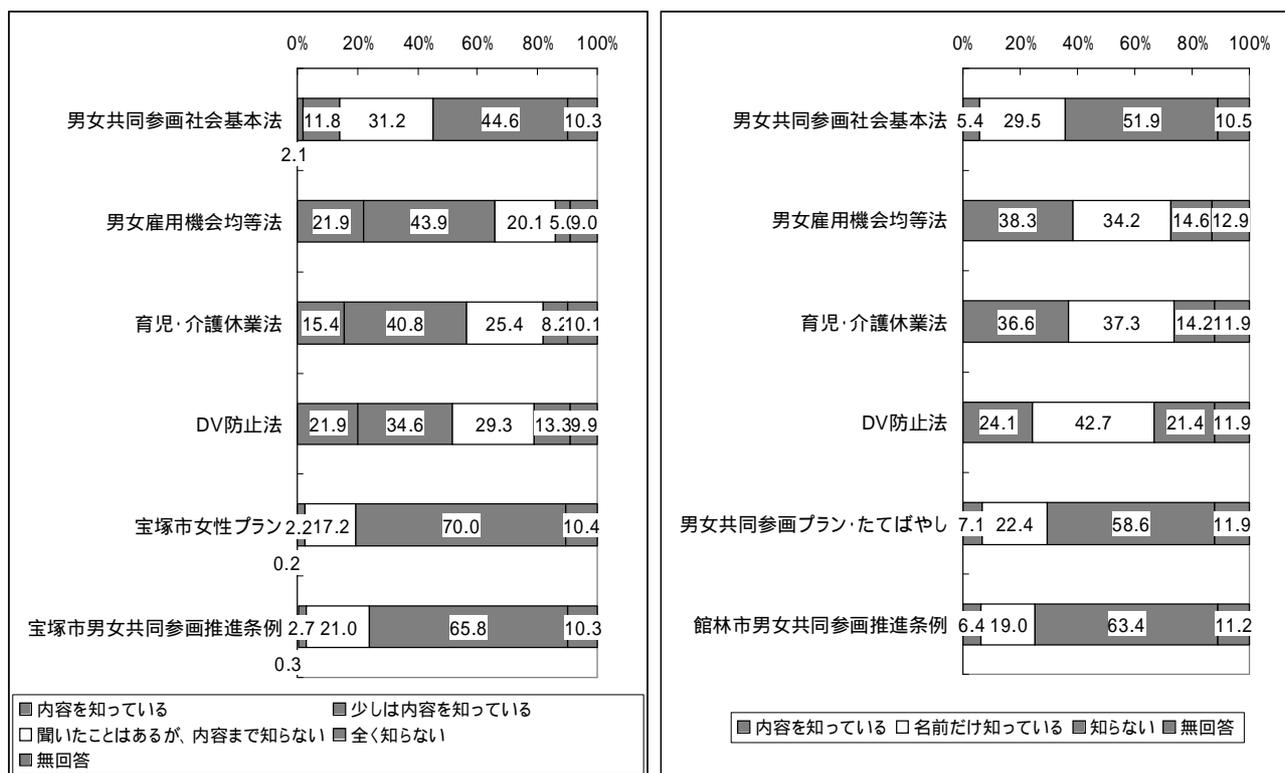
2. 館林市の場合

平成 16 年度に男女共同参画宣言都市となりました。男女共同参画宣言都市奨励事業として、男女共同参画都市宣言記念一行詩、男女共同参画週間記念講演会、市民フォーラムなどを開催しています。

平成 18 年度には、男女共同参画についての意識調査を実施しており、調査結果を参照すると、男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知度は、特に男女共同参画プラン・たてばやしと館林市男女共同参画推進条例が身近でなければならない法制度・計画でありながら、**認知度が低い**という結果になっており、**重点的な周知が必要**といえます。

家庭観について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意見では、賛成が 50.8%、反対が 20.0%であり、30.8 ポイントと比較的大きな差となっています。

図 男女共同参画に関する法制度・計画・用語の認知度（左：宝塚市、右：館林市）



資料：宝塚市男女共同参画についての市民意識調査報告より引用。（右）

館林市平成 18 年度男女共同参画社会に関する市民意識調査結果報告より引用。（左）

3. 各都道府県での捉え方

1. 行政組織内での位置づけ

都道府県は DV 対策のための基本計画を策定するなど、男女共同参画に関する施策を主体的に実施しています。男女共同参画を担当する課が行政内でどのような組織的位置づけとなっているかを確認することで、それぞれの都道府県での男女共同参画の捉え方に違いがあります。

東京都の場合

東京都生活文化局
Bureau of Citizens and Cultural Affairs

更新日 平成19年 2月 9日
サイト内検索 検索

情報公開・個人情報保護 | 広報 | 広聴 | 市民活動 | 男女平等 | 消費生活 | 私立学校 | 文化 | サイトマップ

局の概要
○組織・事業概要
○電話番号
○メールアドレス

申請案内
○パスポートの申請
○届出申請様式一覧

条例・規則
○条例・規則一覧

トピックス
▶▶ 「都立文化施設の指定管理者の公募」については [こちらからご覧下さい](#)。
○第17回東京都平和の日記念式典参加者を募集しています
○外国人旅行者向け防災リーフレットを作成しました
○東京都防災(語学)ボランティア募集中!
○2007都民芸術フェスティバル開催のお知らせ

報道発表資料
○特別相談「若者のトラブル110番」実施結果(2月8日)

オリンピックを東京に、2016年10月
東京マラソン2007
2007.2.16
パスポート申請
くらしの安全情報

栃木県の場合

栃木県
総合 くらし・環境 教育・文化 スポーツ しごと・産業 ご意見・募集 とちぎを楽しむ 救急医療 防災

県政Q&A 相談窓口 部局別検索 電子申請・届出等 施設ガイド リンク サイトマップ 検索

くらし・環境 > こども > とちぎの子育て支援

とちぎの子育て支援

| 母子の健康 | 子育て・保育 | 思春期 | 子どもの虐待 | DV | 支援制度 | 相談窓口 | 子育て広場 | 計画・方針 | 統計・解説 | 関連リンク |

ようこそ「とちぎの子育て支援」ホームページへ。
このサイトでは子育てに関する様々な情報をお知らせしています。

トピックス
・とちぎ子育て支援プランを策定しました。(2006/04/01)
・新たに「こども医療費助成制度」をスタートしました。(2006/04/01)
・お父さんの子育て「父子手帳」を掲載しました。(2006/04/01)

子育て関連情報 | 子育て支援制度・相談窓口・計画等